



中部森林管理局と信州大学農学部との連携と協力に関する協定書

中部森林管理局（以下「甲」という。）と信州大学農学部（以下「乙」という。）は、森林の有する多面的機能の持続的な発揮、森林・林業の再生及び人と自然が共生する持続的社会的創造と発展に向けた連携と協力に関する協定を締結する。

【目的】

第1条 この協定は、甲と乙が、それぞれの人材や資源の活用を図りながら、生物多様性の保全をはじめとする森林の有する多面的機能の発揮、森林資源の有効利用、森林・林業の再生及び人と自然が共生する持続的社会的創造と発展に貢献できる調査研究及び人材育成等を促進することを目的とする。

【連携及び協力する事項】

- 第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するため、次のとおり相互に連携して協力する。
- (1) 甲は、乙の求めに応じて、学生への教育、試験・研究のためのフィールドの提供並びに技術開発や調査研究の成果及び資料等の提供に協力する。
 - (2) 乙は、甲が取り組む技術開発や調査研究等に対して指導及び助言を求められた場合は、これに協力する。
 - (3) 甲及び乙は、次に掲げる事項について両者が必要と認める場合は、相互に連携して協力する。
 - ① 生物多様性の保全をはじめとする森林の有する多面的機能の持続的発揮、森林資源の有効利用並びに森林・林業の再生のために必要な専門的かつ高度な知識・技術を有する人材の育成
 - ② 伝統、文化、自然環境などの多様な地域資源の活用を通じた人と自然が共生する持続的社会的創造と発展並びに産業の活性化
 - ③ その他両者が協議して必要と認める事項

【連絡調整】

第3条 甲と乙は、この協定による連携の円滑な推進と一層の発展のため、定期的に協議を行うとともに具体的な取組事項については協議して定めることとする。

【有効期間】

第4条 この協定の有効期間は、令和4年4月1日から令和7年3月31日までとする。ただし、その間の連携・協力内容の評価を定期的に行い、甲と乙の合意により更新することができる。

【疑義の処理】

第5条 この協定に定める事項について疑義が生じた場合又は本協定に定めのない事項について必要がある場合は、甲と乙が協議して定めるものとする。

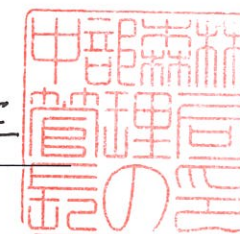
上記の協定締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲、乙署名捺印して、各1通を保有するものとする。

令和4年3月25日

甲 長野市大字栗田715番地5
中部森林管理局長

乙 上伊那郡南箕輪村8304
信州大学農学部長

上 藤 三



藤 田 智 之

